

令和6年色麻町議会定例会2月会議会議録(第1号)

令和6年2月5日(月曜日)午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長兼清水保育 所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議席の指定・町長挨拶
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 会議日程の決定
- 日程第8 常任委員の選任
- 日程第9 議会広報常任委員の選任
- 日程第10 議長の常任委員辞任の件
- 日程第11 議会運営委員の選任
- 日程第12 大崎地域広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第14 議案第2号 色麻町監査委員の選任について
- 日程第15 議案第3号 色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第4号 色麻町手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第5号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議席の指定・町長挨拶
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 会議日程の決定
- 日程第8 常任委員の選任
- 日程第9 議会広報常任委員の選任
- 日程第10 議長の常任委員辞任の件
- 日程第11 議会運営委員の選任
- 日程第12 大崎地域広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第14 議案第2号 色麻町監査委員の選任について
- 日程第15 議案第3号 色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第4号 色麻町手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第5号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議員の派遣について

午前10時00分 開会

○議会事務局長（遠藤 洋君） 御参集御苦勞さまでございます。事務局長の遠藤でございます。

本日の色麻町議会定例会2月会議は、一般選挙後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の山田康雄議員を御紹介いたします。

山田康雄議員には、臨時議長席にお着き願います。

〔臨時議長 山田康雄君 臨時議長席着席〕

○臨時議長（山田康雄君） ただいま御紹介をいただきました山田康雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年色麻町議会定例会2月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

次に、定例会 2 月会議に付された案件は、議会の構成等に関する案件が 9 案件、長より提出された会議事件は、議案第 2 号から議案第 5 号までの 4 案件であります。

次に、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上で、報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（山田康雄君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（山田康雄君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山田康雄君） ただいまの出席議員は 13 名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人には 2 番高森すみえ議員、3 番佐藤 忍議員の両議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山田康雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山田康雄君） 配付漏れなしと認めます。

○臨時議長（山田康雄君） 投票箱を点検いたします。立会人よろしく願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山田康雄君） 異常はありませんか。

〔「異常なし」呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山田康雄君） 異常なしと認めます。

○臨時議長（山田康雄君） この際、申し上げます。

1 番工藤昭憲議員から、身体理由により、議席において投票したい旨の申出がありましたので、これを許可することといたします。

それでは、ただいまから投票を行います。

投票は事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載所において記載の上、順次投票をお願いいたします。なお、既に配付しております「議会が行う選挙を投票で行う場合の注意事項」を御留意の上、投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（遠藤 洋君） それでは、1 番から順次呼びいたしますので、記載所において記載の上、投票をお願いいたします。

1 番工藤昭憲議員、2 番高森すみえ議員、3 番佐藤 忍議員、4 番小松栄喜議員、5 番相原和洋議員、6 番白井幸吉議員、7 番河野 諭議員、8 番西村義隆議員、9 番小川一男議員、10 番今野公勇議員、11 番天野秀実議員、12 番中山 哲議員、最後に13 番山田康雄議員。

○臨時議長（山田康雄君） 投票漏れはありますか。

〔「投票漏れなし」呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山田康雄君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

○臨時議長（山田康雄君） これより開票を行います。

立会人高森すみえ議員及び佐藤 忍議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（山田康雄君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは出席議員の数と符合しております。

投票総数のうち、有効投票13票、無効投票はありませんでした。

発表いたします。

有効投票のうち、天野秀実議員 7 票、今野公勇議員 6 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、天野秀実議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○臨時議長（山田康雄君） ただいま議長に当選されました天野秀実議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、議長に当選された天野秀実議員を御紹介いたします。御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔議長 天野秀実君 登壇〕

○議長（天野秀実君） 天野秀実でございます。二元代表制の一翼を担う議会として、議会本来の役割がしっかりと果たせるよう議員皆様とともに努力してまいりたいと思っております。

前副議長・前議長であります中山 哲議員が努力してこられた点は、まさにそのことだと私は理解しておりますので、今後とも町民の皆様の付託に議会が応えられるよう、皆様とともに協力しながら努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で挨拶といたします。

○臨時議長（山田康雄君） 以上で、議長就任の挨拶は終わりました。

天野秀実議長には、議長席にお着き願います。これで臨時議長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 山田康雄君 臨時議長席退席、議長 天野秀実君 議長席に着席〕

日程第3 副議長の選挙

○議長（天野秀実君） それでは、日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（天野秀実君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番小松栄喜議員、5番相原和洋議員の両議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（天野秀実君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「配付漏れなし」呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 配付漏れなしと認めます。

○議長（天野秀実君） 投票箱を点検します。立会人にはよろしく願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（天野秀実君） 異常はありませんか。

〔「異常なし」呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 異常なしと認めます。

この際、申し上げます。

1番工藤昭憲議員から、身体の原因により、議席において投票したい旨の申出がありましたので、これを許可することといたします。

○議長（天野秀実君） それでは、ただいまから投票を行います。

投票に当たっての注意事項につきましては、議長選挙の方法と同様でありますので、省略します。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、記載所において記載の上、順次投

票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（遠藤 洋君） それでは、1番から順次呼びいたしますので、記載所において記載の上、投票をお願いいたします。

1番工藤昭憲議員、2番高森すみえ議員、3番佐藤 忍議員、4番小松栄喜議員、5番相原和洋議員、6番白井幸吉議員、7番河野 諭議員、8番西村義隆議員、9番小川一男議員、10番今野公勇議員、12番中山 哲議員、13番山田康雄議員、最後に11番天野秀実議長。

○議長（天野秀実君） 投票漏れはありますか。

〔「投票漏れなし」呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

○議長（天野秀実君） これより開票を行います。

立会人小松栄喜議員及び相原和洋議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（天野秀実君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは出席議員の数と符合しております。

投票総数のうち、有効投票13票、無効投票はありません。

有効投票のうち、白井幸吉議員9票、河野 諭議員4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、白井幸吉議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（天野秀実君） ただいま副議長に当選された白井幸吉議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選された白井幸吉議員を紹介いたします。御登壇の上、御挨拶をお願いします。

〔副議長 白井幸吉君 登壇〕

○副議長（白井幸吉君） このたび議員各位の御推挙によりまして、副議長の職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄でございますとともにですね、職責の重大さを痛感しているところであります。先輩議員や同僚議員の皆様の御協力をいただきながら議長を支え、この職責を全うしたいと思います。どうかこれまで以上の御指導・御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（天野秀実君） 以上で、副議長就任の挨拶は終わりました。

日程第4 議席の指定

○議長（天野秀実君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

なお、先例により、議長の議席は最終番の13番を、副議長の議席は最終2番の12番をそれぞれ指定します。

それでは、事務局長に議席番号とその議員の氏名を朗読させます。

○議会事務局長（遠藤 洋君） それでは、議席番号と議員の氏名を朗読いたします。

1番工藤昭憲議員、2番高森すみえ議員、3番佐藤 忍議員、4番小松栄喜議員、5番相原和洋議員、6番河野 諭議員、7番西村義隆議員、8番小川一男議員、9番今野公勇議員、10番中山 哲議員、11番山田康雄議員、12番白井幸吉副議長、13番天野秀実議長。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。指定した議席に御着席願います。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（天野秀実君） それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

この際、町長より御挨拶をお願いします。御登壇の上、御挨拶願います。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 改選後の初議会でありますので、御挨拶を申し上げたいと思います。初めに、ただいま議長に天野秀実議員が就任、それから、福議長に白井幸吉議員が就任と、それぞれ心から敬意を表したいというふうに思います。

今年、選挙期間中は、現在もですけれども、穏やかな天候の中での選挙戦ということであったろうというふうに思います。例年ですと1月の下旬でありますので、相当荒れるような天候の中での1週間の5日間の選挙戦になるわけですが、今年度はこのような暖冬傾向ということで、そういう中での戦いだったのかなというふうに思っております。いつのときもですけれども、天候にかかわらず、やはり選挙でありますので、それぞれ厳しい選挙戦だったというふうに思いますが、今日このようにここに13名の方

がめでたく当選、町民の審議を得られたということで、心からお慶び・御祝いを申し上げますたいというふうに思います。

選挙戦でありますと、私も大分経験はしておりますけれども、多くの町民の皆さんと接する機会もあるだろうと思います。そういう中で、いろんな町民の皆さんの常日頃思われているような御意見あるいは議員の皆さんも常に活動されている中であっても、耳に入っていなかったような御意見なども伺ったものだというふうに思います。そういう中で、そういうことをそれぞれ取捨選択をされまして、本町の前進・発展のために、さらなる皆さんからの御意見が賜ればというふうに思っております。

今、今年度は2024年、今年度は国民全体の3人に1人が65歳以上だと言われております。本町も今65歳以上の高齢化率ということになりますと37%近い、それぐらいの人が65歳以上だということになります。町の形態がそういう状況の中で、町民の皆さんに本町に住んで生きがいを求められるような、そういうまちづくりを目標に、これから議員の皆さんと執行部が互いに研さんをしながら、あるいは議論を重ねながらそういう目標に向かっていければなというふうに思っております。

どうか今回、初めて議席を得られた高森議員あるいは返り咲きを果たした小松議員・西村議員、そして、現職の皆さん、いろんな知識・見識を存分に発揮いただいて、ただいま目標を掲げましたけれども、そういうまちを皆さんと一緒につくっていきたいものだというふうに思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げながら挨拶に代えたいと思います。改めておめでとうございました。

○議長（天野秀実君） 以上で町長の挨拶は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番工藤昭憲議員、2番高森すみえ議員の両議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

○議長（天野秀実君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年色麻町議会定例会の会期は、色麻町議会定例会の通年開催に関する要綱第2条の規定により、本日2月5日から12月27日までの327日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、令和6年色麻町議会定例会の会期は、本日2月5日から12月27日までの327日間と決しました。

日程第7 会議日程の決定

○議長（天野秀実君） 日程第7、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会2月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、よって、定例会2月会議は、本日1日と決しました。

日程第8 常任委員の選任

○議長（天野秀実君） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員は議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。議員控室でお待ちください。

午前11時10分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（天野秀実君） それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

ただいまから委員会条例第4条第2項の規定により、常任委員を指名します。

総務教育常任委員に工藤昭憲議員、高森すみえ議員、佐藤 忍議員、河野 諭議員、今野公勇議員、山田康雄議員、そして私天野秀実の7名であります。

産業民生常任委員に小松栄喜議員、相原和洋議員、西村義隆議員、小川一男議員、

中山 哲議員、白井幸吉議員、以上の6名であります。

- 議長（天野秀実君） 以上、指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

- 議長（天野秀実君） この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

また、各常任委員会から議会広報常任委員を3名、議会運営委員を3名それぞれ選出させていただきます。

それでは、暫時休憩します。

午前 11時25分 休憩

午後 1時30分 再開

〔午後1時30分から1番工藤昭憲議員欠席。出席議員12名に変更〕

- 議長（天野秀実君） それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

ここで、会議録署名議員の追加を行います。

本日の会議録署名議員であります。1番工藤昭憲議員がただいま早退いたしました。会議規則第117条では、会議録署名議員は2人と規定されておりますので、新たに3番佐藤 忍議員を会議録署名議員に指名いたします。

- 議長（天野秀実君） 次の日程に入る前に、先ほど各常任委員会が開催され、委員長及び副委員長がそれぞれ選任されましたので、その結果を報告します。

総務教育常任委員会委員長に河野 諭議員、副委員長に佐藤 忍議員。産業民生常任委員会委員長に小松栄喜議員、副委員長に相原和洋議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

この際、各常任委員長より就任の御挨拶をお願いします。初めに、総務教育常任委員会河野 諭委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いします。河野 諭委員長。

〔総務教育常任委員長 河野 諭君 登壇〕

- 総務教育常任委員長（河野 諭君） 総務教育常任委員会の委員長に就任をいたしました河野 諭と申します。委員会としてもですね、執行部の批判と監視、また、町の発展

につながる提言というのをしっかり行っていきたいなと思いますので、どうぞよろしく
お願いをいたします。

○議長（天野秀実君） 次に、産業民生常任委員会小松栄喜委員長、御登壇の上、御挨拶
をお願いします。小松栄喜委員長。

〔産業民生常任委員長 小松栄喜君 登壇〕

○産業民生常任委員長（小松栄喜君） 先ほど産業民生常任委員会の第1回目の委員会に
より、委員長に推挙になりました小松栄喜と申します。今後、ますますの町発展のため、
委員会全員一致で協力し合い、委員長として努力してまいりたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、各常任委員長の就任の挨拶は終わりました。

日程第9 議会広報常任の選任

○議長（天野秀実君） 日程第9、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会広報常任委員の選任については、委員会条例第4条第2項の
規定により、議長において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議会広報常任委員の選任は、議
長が指名することに決しました。

○議長（天野秀実君） それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、議会広報常任
委員を指名します。

議会広報常任委員に工藤昭憲議員、高森すみえ議員、西村義隆議員、小川一男議員、
今野公勇議員、白井幸吉議員、以上の6名であります。

○議長（天野秀実君） ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会
広報常任委員に選任することに決しました。

○議長（天野秀実君） この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に議会広報常任委員会
を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは、暫時休憩します。

午後1時35分 休憩

午後 1 時 4 9 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次の日程に入る前に、先ほど議会広報常任委員会が開催され、委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

議会広報常任委員会委員長に西村義隆議員、副委員長に小川一男議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

この際、議会広報常任委員長より就任の御挨拶をお願いします。議会広報常任委員会西村義隆委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いします。西村義隆委員長。

〔議会広報常任委員長 西村義隆君 登壇〕

○議会広報常任委員長（西村義隆君） ただいま議会広報常任委員会の中で委員長を仰せつかりました西村義隆でございます。議会広報紙を町民の皆様方に喜んで読んでいただけるような、そういった広報紙を作っていきたいと思っております。皆様方の御協力よろしくお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、議会広報常任委員長の就任の挨拶は終わりました。

日程第 1 0 議長の常任委員の辞任の件

○議長（天野秀実君） 日程第10、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

先例により、議長は一旦総務教育常任委員になった後、議会の同意を得て、当該常任委員を辞任することになっております。したがって、総務教育常任委員を辞任したいと思っております。

なお、本件は一身上に関するものであり、除斥に該当しますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 5 3 分 再開

〔議長 天野秀実君 退場、副議長 白井幸吉君 議長席着席、出席議員11名〕

○副議長（白井幸吉君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

議長の一身上に関する件でありますので、交代して副議長が議事を進めます。

○副議長（白井幸吉君） お諮りいたします。議長の総務教育常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（白井幸吉君） 御異議なしと認めます。よって、議長の総務教育常任委員の辞任を許可することに決しました。

それでは、議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 5 6 分 再開

〔副議長 白井幸吉君 議長席退席、議長 天野秀実君 入場、出席議員12名〕

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第 1 1 議会運営委員の選任

○議長（天野秀実君） 日程第11、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第2項の規定により、議長において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は議長が指名することに決しました。

○議長（天野秀実君） それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員を指名します。

議会運営委員に佐藤 忍議員、小松栄喜議員、相原和洋議員、河野 諭議員、中山哲議員、山田康雄議員、以上の6名であります。

○議長（天野秀実君） ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

○議長（天野秀実君） この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

それでは、暫時休憩します。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 2 時 1 2 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次の日程に入る前に、先ほど議会運営委員会が開催され、委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に中山 哲議員、副委員長に山田康雄議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

この際、議会運営委員長より就任の御挨拶をお願いします。議会運営委員会中山 哲委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いします。

〔議会運営委員長 中山 哲君 登壇〕

○議会運営委員長（中山 哲君） ただいま議会運営委員会において、委員長の重責を推挙されました中山 哲でございます。各委員の御協力のもと、スムーズな議会運営を目指し、努力してまいります。各議員におかれましては、御協力のほどお願い申し上げ、挨拶と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上で、議会運営委員長就任の挨拶は終わりました。

日程第 1 2 大崎地域広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（天野秀実君） 日程第12、大崎地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

大崎地域広域行政事務組合の議会議員については、組規約第5条に組合議会の議員の定数が規定されております。本町から選出される組合議会議員の数は2名であり、そのうち1名は議長となっております。議長のほか1名については、議会議員のうちから選挙された者となっておりますので、ただいまから本町から選出する大崎地域広域行政事務組合議会議員のうち、議長のほか1名の選挙を行います。

○議長（天野秀実君） お諮りします。先例により選挙は指名推選により行うことになっておりますので、そのように執り行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

○議長（天野秀実君） 続いてお諮りします。指名の方法は、先例により議長が指名することになっておりますので、そのように執り行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

○議長（天野秀実君） それでは、指名します。
大崎地域広域行政事務組合議会議員に白井幸吉議員を指名します。

○議長（天野秀実君） お諮りします。ただいま指名した白井幸吉議員を、大崎地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した白井幸吉議員が大崎地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

○議長（天野秀実君） 大崎地域広域行政事務組合議会議員に当選された白井幸吉議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
この際、当選された白井幸吉議員を紹介いたします。御登壇の上、御挨拶をお願いします。

〔大崎地域広域行政事務組合議会議員 白井幸吉君 登壇〕

○大崎地域広域行政事務組合議会議員（白井幸吉君） ただいま大崎地域広域行政事務組合議会議員の議員として推挙されました白井であります。我が町を含めた大崎地域広域行政事務組合、幅広い事業を行っているところでありますが、色麻町のためにですね、大崎地域広域行政事務組合議会に対して、一生懸命要望等を行ってまいりたいと思っておりますし、これについても議員皆様方の御協力を賜りたく思っております。どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（天野秀実君） 以上で、挨拶は終わりました。

日程第13 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（天野秀実君） 日程第13、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

宮城県後期高齢者医療広域連合の議会議員については、広域連合規約第8条に組合議会の議員の定数及び選挙の方法が規定されております。本町から選出する議員数は1名

であります。選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、選挙により行うことと規定されておりますので、ただいまから本町から選出する宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

○議長（天野秀実君） お諮りします。先例により選挙は指名推選により行うことになっておりますので、そのように執り行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

○議長（天野秀実君） 続いてお諮りします。指名の方法は、先例により議長が指名することになっておりますので、そのように執り行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

○議長（天野秀実君） それでは、指名します。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に山田康雄議員を指名します。

○議長（天野秀実君） お諮りします。ただいま指名した山田康雄議員を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した山田康雄議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（天野秀実君） 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された山田康雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、当選された山田康雄議員を御紹介いたします。御登壇の上、御挨拶をお願いします。

〔宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員 山田康雄君 登壇〕

○宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員（山田康雄君） ただいま御紹介されました山田康雄でございます。1期4年間、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員として皆さんの御協力のもとに4年間行ってまいりましたが、このたび議長の推薦で再び宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員として、県の中でいろいろ活躍させていただきたいと思います。

皆さん御案内のとおり、75歳以上の方々の医療費がどんどんどんどん負担が高くなるというふうなことで、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の中ではこの議論が白熱して、1時からの会議が5時までかかるくらいの大変な会議でございますので、それに再び臨んでいきたいと思っておりますので、皆さんの御協力のもとをいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（天野秀実君） 以上で、挨拶は終わりました。

○議長（天野秀実君） 次に、これまでに決定いたしました議会内部の一連の構成は、一部事務組合及び広域連合の議会の議員に直接関わりがありますので、改めて私から説明を申し上げます。

まず最初に、色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合議会の議員には、組合同約第5条の規定により、議長が当たることになっておりますので、私が就任することになります。

次に、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会の議員には、組合同約第5条の規定により、正副議長及び所管の常任委員会の正副委員長が当たることになっております。したがって、議長の私と白井幸吉副議長、産業民生常任委員会の小松栄喜委員長、相原和洋副委員長の4名が就任することになります。

大崎地域広域行政事務組合議会の議員には、議長の私と、先ほどの選挙において当選された白井幸吉議員の2名が就任することになります。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会の議員には、先ほどの選挙において当選された山田康雄議員が就任することになります。

以上、一部事務組合及び広域連合の議会の議員は、ただいま申し上げたとおりとなります。

日程第14 議案第2号 色麻町監査委員の選任について

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第2号色麻町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、山田康雄議員の退場を求めます。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

午後2時23分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 議案第2号色麻町監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員につきましては、議会議員のうちから選任する監査委員が令和6年2月4日をもって任期満了となったことから、今回、山田康雄議員を色麻町監査委員に選任いたしたく提案をいたします。

山田康雄議員は議員皆様も御承知のとおり議員歴も豊富で、今回の選挙で10期目の当選を果たし、行政全般に精通しており、平成28年2月8日から令和2年2月4日までの1期4年間監査委員を務められ、監査業務を熟知していることから、今回、2回目の監査委員をお願いしたいと考えております。

山田康雄議員は公明正大で高潔な方でありますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りますようによろしくお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（天野秀実君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 簡単にお尋ねをさせていただきたいと。

ただいま町長から提案理由についてはお聞きしました。10期、約40年のここ迎えられ山田康雄議員がここで今回出てきていると。ただ、ほかにも監査委員やられた議員さん方がいるのではないかなと、ここの中に。その中で、今回のこの監査委員を決めたその指標といいますか、そこに落とし込みした理由というのはどういうことなのか。最終的に山田康雄議員をここに持ってきてるわけですから、それが根拠としてどういう部分で決められたのかをお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、提案理由を述べたとおりでありまして、経験が豊富だということで、再度山田康雄議員ではどうだろうかということでありまして、そういう内容のものを今、提案理由として述べたつもりでありますので、そういうことであります。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 本案件は人事案件でありますので、先例に従い討論を省略し、直ちに採決いたします。

なお、初議会でありますので申し上げますが、採決は地方自治法第116条第1項の規

定により、過半数議決となります。過半数議決のとき、出席議員に議長は含まれませんので、御承知願います。

○議長（天野秀実君） これより採決をいたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

議案第2号色麻町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数です。よって、議案第2号色麻町監査委員の選任については、同意しないことに決しました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

〔11番 山田康雄君 入場 出席議員12名〕

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

日程第15 議案第3号 色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第3号色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第3号色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

集会所、生活共同利用センター及び多目的研修集会施設等につきましては、地域住民の方々の共同利用と生産組織の健全な育成を図ることを目的とする施設として、各行政区において有効活用されております。

下黒沢生活共同利用センターは、令和5年度事業として防衛省の特定防衛施設周辺整

備調整交付金を活用し、下黒沢集会所として建設を行い、完成いたしましたので、今回、色麻町生活共同利用センター等設置条例中の関係規定を改正するものであります。

改正する内容でございますが、新旧対照表で御説明いたします。

審議資料の1ページを御覧ください。

条例の第2条の表の中で、名称の欄にある「下黒沢生活共同利用センター」を「下黒沢集会所」に改め、位置を「色麻町黒沢字寺浦5番地6」を「色麻町黒沢字新神明80番地」に変更するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第4号 色麻町手数料条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第16、議案第4号色麻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第4号色麻町手数料条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

本件につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、国民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行することとなっております。このことにより、令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され

ることになり、次のサービスを提供することが可能になりました。

1つ目は、今まで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村の窓口においても交付が可能となります。このことを広域交付といいます。

2つ目は、ほかの行政機関での手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍の電子証明書の提供を可能とするための識別符号、いわゆる戸籍電子証明書提供用識別符号や、除籍電子証明書提供用識別符号の発行が始まります。

3つ目は、届出等の書類をスキャンした、電子化された書類情報の内容に係る証明書についても交付または閲覧が可能となります。

以上のことから、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、色麻町手数料条例の一部改正を行うものであります。

それでは、審議資料で御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

別表中、現行の15につきましては、戸籍謄本等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって作成された戸籍の記録事項の全部もしくは一部を証明した書面」という標記を「戸籍証明書」に改めるとともに14に移動し、改正後の14の戸籍の謄本もしくは抄本の後に、「または戸籍証明書」と付け加えました。

改正後の15には、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴しない。）とし、1件につき400円といたしました。

なお、電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合とは、手続等で情報提供等記録開示システム、いわゆるマイナポータルを通じて利用される場合を言います。

次に、現行の17の「磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍の記録事項の全部もしくは一部を証明した書面」の標記についても「除籍証明書」に改めるとともに、改正後の16に移動し、改正後の16の除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の後に、「または除籍証明書」と付け加えました。

改正後の17には、新たに除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴しない。）とし、1件につき700円といたしました。

次に、現行の20並びに22につきましては、今回の法改正で届出等の書類をスキャンし、電子化された書類情報の内容に係る証明書の交付または閲覧が可能になったことから、改正後の20では、戸籍の届出・申請の受理証明書、届書その他町長の受理した書類の記載事項の後に、「または電子化された届書等情報の内容の証明書」と付け加えました。

また、現行の22の戸籍の届書その他町長が受理した書類の閲覧とあるものを、改正後の22では、戸籍の届書その他町長が受理した書類の後に、「または電子化された届書等

情報の内容を表示したもの」と付け加えました。

それでは、議案書に戻りまして4ページを御覧ください。

附則でございますが、この一部改正の施行日につきましては、令和6年3月1日からとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第5号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）

○議長（天野秀実君） 日程第17、議案第5号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第5号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,616万9,000円を追加し、予算総額をそれぞれ52億9,617万8,000円とするものであります。

まず、歳入から申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金では、5目総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金365万9,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,251万円の増で、合計で2,616万9,000円の増額としております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

12ページを御覧ください。

第2款総務費は第1項総務管理費15目社会保障・税番号制度管理費において、戸籍附票システム改修業務委託料として321万9,000円の増、住基システム改修業務委託料44万円の増、合計で365万9,000円の増額といたしました。

第3款民生費は、第1項社会福祉費9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費では、令和5年12月22日に令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額されたことを受けまして、個人住民税均等割のみの課税世帯への給付金、子供加算分、家計急変世帯分合わせて2,200万円にシステム改修等事務費分の合計で2,251万8,000円といたしました。

第2項児童福祉費7目乳幼児医療対策費では、児童医療費において、今後、年度末に予算の不足が懸念されることから、これまでの医療費の推移をもとに支出見込額を積算し、89万3,000円を増額しております。

13ページに移りまして、第14款予備費は90万1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、8ページにお戻りいただきまして、第2表債務負担行為補正では、外国語指導助手派遣業務の委託として、期間を令和5年度から6年度とし、限度額495万円を追加補正いたしております。

以上、令和5年度色麻町一般会計補正予算（第9号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書11ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

続きまして、歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 15目の12節、今回、提案がございます。戸籍附票システム改修業務委託料320万何がし、この件についてお尋ねをちょっとしたいなど。

先ほど議案でもございました一部条例の改正、手数料について出てる部分、これに連動することだとは思われますが、今回の議会終了後、3月1日の附則に合わせ、どのよ

うなスケジュール間でこれを進めるのか、その点どのような具体的対策を取っているのかをお尋ねしておきたいと。国から示されているのは分かるんですが、本町としてその辺りどのように進めるのかをお尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって、先ほどの議案第4号との関連性でございますが、議案第4号では戸籍証明書に関する部分と、それからそのマイナンバーカードなどを利用する場合、マイナンバーカードを利用したりしまして、ほかの行政機関の申請手続などをする場合に使用するその符号についての条例の一部改正でございました。

この戸籍附票システム改修業務委託料、それから委託料につきましては、これも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、戸籍の附票でございますが、こちらに仮名標記、それから旧氏、名字ですね、旧氏の標記に係るシステム改修業務委託になります。

関連性につきましても、直接的というか、間接的に関係してくるんですけども、附票、符号ですね、先ほどの符号の番号と、その今回の附票システムのほうの改修の件で、その附票、符号から本人を特定する流れの中で、その住基並びにその戸籍の附票システムと連携させまして、いわゆる照合作業がされます。そこで、その申請人の戸籍を特定するという、そういう流れの中の附票システムの改修委託業務になります。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 聞いていいんですか。じゃあ、お尋ねしますね。

仮名、旧式の部分、あと、大きいとこでいくと、関連的には識別符号、この部分のリンク、これされる部分が大きいということでございますんで、それをどのように周知しながら進めていくのか。マイナンバーカードの一部もこれに紐付きになる可能性もございますんで、その点をどのように進めるのかなあということでお尋ねしているんですが、3月1日に附則すると、発布するというところでございますので、日数的にもかなりタイトな中でできるのかなあという部分もあったもんですからお尋ねしているんですが、その点は問題なく進められるということで御承知しておけばよろしいのかどうか、合わせてお尋ねをしてるんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） お答えいたします。

この戸籍附票システムの改修の件につきましては、国のほうのシステムの基本設計が大分遅れている状況でございます。その中でこの事業については、令和5年度の補助事業として進めておりますので、その国のシステムの基本設計のできた分から予算措置しているというような状況でございます。

ただし、その3月1日から始まる広域交付、そこには支障のないように進めるということで行っておりますし、あと、それからその周知については、今、国のほうからの広

域交付のチラシが発行されておりますし、今後、その町のホームページなり、広報紙を使いながら周知を進めてまいりたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） この中で18節の負担金補助金及び交付金ということで2,200万円が提示をされております。その中で先ほど提案理由の中で均等割非課税世帯ということで説明を受けましたが、まず、前年度の所得金額の多少に関わらず、ある一定の所得があれば均等割が負担されるといった税だと認識しております。そうした中で、その非課税に対象となる、当該する世帯っていうかね、その内訳っていうか、内容をね、について、まず一つ。

そして、非課税世帯の内訳、この金額の内訳、予算の内訳をお尋ねいたします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

今回ですね、こちらの2,200万円の部分ですが、住民税均等割のみ課税世帯の方ですね、そちらは1世帯当たり10万円を支給するものでありますが、そちらのほうは今160世帯を今回、積算しております。

それと、あとそこに併せてですね、子供加算っていうのも入れております。入っております、そちらのほうは令和5年度における住民税非課税世帯で今まで3万円、7万円のほうを予算化してきておりましたけど、そちらのほうの世帯と、それと、あと今回の、今申し上げました10万円のほうの均等割のみ課税世帯への給付の加算として、そちらのほうを世帯で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給するものになりまして、そちらのほうは人数的には120人を見込んでいます。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 先ほど聞いたのはね、均等割になる方々っていうのはどうなのかってこと答弁されてないので。

○議長（天野秀実君） その部分について、これ定義だよ。その定義について、回答をまずいただきます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 今、非課税の定義ということなんですけれども、今回の保健福祉課長の説明の均等割のみかかっている方の世帯に10万円っていうことなんですけれども、皆さんのほうに町県民税をお願いするときに、所得割と均等割というのを2つ合算でお願いしております。その両方かからなかった方がいわゆる非課税の方ということになっております。今回のほうは、その所得割と均等割のうち所得割がかからない方、こちらの方に対しての10万円という、こちら定義となっております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 定義っていうことでお尋ねしたんですけれども、分かりました。

そうした中で先ほど、あと、急変世帯っていうの、家計急変世帯っていうのも前回あったときには10件という予想でやってた。今回はこの計算でいくと20件なのかなあと、そういった中で予算化されたのかなあという思いをしております。

そうした中でその20件となる定義っていうかね、それらの根拠はどうだったのかっていうことをお尋ねいたします。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

まずもって件数の話ですが、今回、10件を見てまして、子供加算人数で20人というような考えでございます。

それで、そちら20名をっていうところなんです、そちらに関しましては、今までです、家計急変のほうでは大体10件を見込んでおりまして、その1件当たりお二人のお子さんということ想定しまして、今回は20人というような積算をしております。

そういったことになります。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。ほかに社会福祉費ございますか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に8ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、令和6年色麻町議会定例会2月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日2月6日から次の会議までを休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日2月6日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時00分 散会
